

岡山市の博物館登録事務の実態について

1. 岡山市の現状

登録博物館の総数は、「7館」。このうち「3館」はみなし博物館として登録している。
指定施設の総数は、「2館」このうち、「1館」はみなし指定施設である。

2. 「岡山市の登録博物館の事務手続きについて」

審査委員会を設置することなく、担当課の職員と、学芸員による意見聴取をもとに審査を進めている。審査業務にかかる期間は概ね2～3カ月程度を見込んでおり、申請書類の確認や整合性のチェック、必要に応じて修正作業をしている。

3. 「岡山市の博物館登録事務における課題」

博物館登録事務における課題として挙げられるのが、学芸員による意見聴取の依頼に関する問題。岡山市においては、主に教育委員会内の「文化財課」や岡山市所有の博物館の学芸員に協力を依頼。しかし、学芸員自身も担当業務を抱えており、負担が大きいといった理由から、依頼が断られるケースが発生している。外部の大学等への依頼も考えられるが、予算、公平性、専門性などクリアすべき問題がある。

4. 「市長部局への移管について」

法令において、教育委員会から首長部局への移管が認められれば、協議を進めることも選択肢であると思われる。

5. 「質問事項」

①現在、博物館法に基づく登録事務について、教育委員会で実施しているか、又は地方自治法に基づく委任・補助執行により首長部局で実施しているか

教育委員会で実施している。市長部局所管の登録博物館の審査も教育委員会が担当しており、委任・補助執行はしていない。

②社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点から、当該事務についてどのように考えるか

登録のための審査をするにあたり、内容も多岐に渡るため、継続的、安定的な判断に苦慮している。上記の観点を担保するための明確な基準を示してほしい。

③文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点から、当該事務についてどのように考えるか

博物館登録事務と文化に関する他の事務やまちづくりに関する事務との特段の連携はしていない。